

東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱

	令和 5 年 4 月 7 日
	5 住民安第 27 号
改正	令和 5 年 9 月 1 日
	5 住民安第 288 号
改正	令和 6 年 9 月 12 日
	6 住民安第 403 号
改正	令和 7 年 4 月 15 日
	6 住民安第 1072 号
改正	令和 7 年 5 月 16 日
	7 住民安第 130 号

第 1 章 総則

第 1 目的

この要綱は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1444 号。以下「制度要綱」という。）第 2(3)に規定するこどもすくすく住宅の供給を都内全域で促進し、民間住宅市場における流通促進を通じて、子育て世帯が子育てに適した住環境を選択しやすい環境を整備するため、制度要綱第 28 の規定に基づき、東京こどもすくすく住宅供給促進事業の補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 通則

東京こどもすくすく住宅供給促進事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において、交付するものとする。

第 3 定義

この要綱において使用する用語は、制度要綱及び東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1445 号。以下「制度要領」という。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 東京こどもすくすく住宅供給促進事業

次に掲げるこどもすくすく住宅の供給に当たり、(3)又は(4)により都が補助を行うことをいう。

ア 賃貸新築型

こどもすくすく住宅を供給するため、賃貸住宅の新築を行う事業。子育て交流促進施設の新築を行う場合は、当該事業を含む。

イ 賃貸改修型

こどもすくすく住宅を供給するため、賃貸住宅の改修を行う事業。子育て交流促進施設の整備を行う場合は、当該事業を含む。

ウ 分譲新築型

こどもすくすく住宅を供給するため、分譲住宅の新築を行う事業。子育て交流促進施設の新築を行う場合は、当該事業を含む。

エ 分譲改修型

こどもすくすく住宅を供給するため、分譲住宅の改修を行う事業。子育て交流促進施設の整備を行う場合は、当該事業を含む。

(2) 子育て交流促進施設

居住者等の交流を促進することを目的として設置するもので、新築集合住宅及び改修集合住宅にあっては制度要領別表4に規定する認定基準に該当するア又はイの施設等、新築戸建住宅及び改修戸建住宅にあっては制度要領別表10に規定する認定基準に該当するウ又はエの施設等のことをいう。

ア 集合住宅内に設置するキッズルーム又は集会室

イ 集合住宅の敷地内に設置する屋外スペースで子供の遊び場（プレイロット）や居住者等の交流の場として必要な遊具、水遊び場、砂場、菜園又はベンチのいずれかが設けられているもの

ウ 戸建住宅において、入居者同士の交流の場として、共用で利用できる屋外スペース（花壇や植栽など）を整備し、活動に有効な設備（ベンチ、水栓、コンセントなど）が設けられているもの

エ 戸建住宅の入居者が共用で利用できる集会所等

(3) 直接補助

認定事業者が整備することもすくすく住宅について、その整備に要する費用（以下「整備費」という。）に対し、都がその費用の一部を補助することをいう。

(4) 区市町村間接補助

認定事業者が整備することもすくすく住宅について、認定住宅の普及の促進を一層図るため、区市町村が整備費の一部を補助する事業（以下「区市町村補助事業」という。）を行う場合に、都がその費用の一部を補助することをいう。

(5) 耐震改修工事

制度要領第2(8)に規定する耐震改修工事をいう。

第4 補助対象

この要綱において、補助の対象となる住宅は、こどもすくすく住宅のうち、次の(1)から(2)の要件に該当するものとする。ただし、公的住宅（都営住宅等及び都施行型都民住宅、東京都住宅供給公社の賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、区市町村営住宅等をいう。）は除く。

(1) こどもすくすく住宅の認定を10年以上継続するもの

(2) 新築集合住宅である場合は、当該住宅の全戸数の5分の1以上が制度要領第4

に規定する認定基準に適合する住戸（以下「認定住戸」という。）であること。ただし、当該住宅に次に掲げる住宅が含まれる場合は、その住宅の戸数を当該住宅の全戸数から除くものとする。

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者向けの住宅

第 2 章 直接補助

第 1 節 集合住宅

第 5 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸（認定住戸のうち、補助対象事業の目的及び内容が第 1 の「目的」に適合する住戸をいう。）の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。

なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助金の額	補助対象事業費 A ^{※1※2}	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用	
	補助率	A の 1/5	A の 1/20	A の 2/3	A の 1/3
補助限度額 ^{※3}	アドバンスト	200 万円	50 万円	260 万円	100 万円
	セレクト	100 万円	25 万円	130 万円	50 万円
	セーフティ	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円
	子育て交流促進施設	1 申請ごと 500 万円 ^{※4}		1 申請ごと 500 万円 ^{※4}	

※ 1 補助対象事業の目的及び内容が第 1 の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※ 2 補助対象事業費 A は交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。

※ 3 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は 50 戸を限度とする。

※ 4 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用を限度とする。

第 2 節 戸建住宅

第 6 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする

(ただし、認定モデルごとの補助対象住宅（設計認定を受けた住宅のうち、補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合する住宅をいう。）の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。)。

なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助金の額	補助対象事業費 A ^{※1※2}	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用	
	補助率	Aの1/5	Aの1/20	Aの2/3	Aの1/3
補助限度額	アドバンスト	200万円	50万円	260万円	100万円
	セレクト	100万円	25万円	130万円	50万円
	セーフティ	50万円	12.5万円	65万円	25万円
	子育て交流促進施設	1申請ごと500万円 ^{※3}		1申請ごと500万円 ^{※3}	
耐震改修工事に係る加算		-		耐震改修工事費の2/3 (補助限度額：200万円/戸)	

※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。

※3 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用を限度とする。

第7 耐震改修工事に係る加算の要件

第6に規定する耐震改修工事に係る加算を受けるためには、次の(1)から(3)までの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 建築物耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判断されたものであること。
- (2) 耐震改修工事後の計画が耐震性を有することを証する書類を提出すること（平成18年国土交通省告示第184号に基づき建築士による計算及びその結果で耐震性ありと判断されるもの又は一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』に基づき、建築士が耐震診断及び計算した結果で耐震性ありと判断されるもの等）。
- (3) 耐震改修工事完了後、改修後の住宅の耐震性が建築基準法関係規定に適合していることを建築士が報告すること。

第3節 手続き等

第8 全体設計の承認

- 1 制度要綱第2(8)に規定する認定事業者（設計認定を受けた者に限る。）のうち、補

助対象事業を行おうとする者は、当該補助対象事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額、補助対象事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を知事に提出するものとする。

なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- 2 知事は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上、適當と認めた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

第9 補助金の交付の申請

- 1 制度要綱第2(8)に規定する認定事業者（設計認定を受けた者に限る。）のうち、補助金の交付の申請をしようとする者は、集合住宅、戸建住宅の新築又は改修に係る工事着手までに、知事に交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けるものとする。

ただし、工事着手後、建築物の計画を変更し、変更後、認定基準等に適合する新築集合住宅、改修集合住宅として、制度要綱第5の2の規定に基づく設計認定を受けた者は知事に交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けることができる。この場合、第5に規定する補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。

- 2 補助対象事業の実施が複数年度にわたる場合には、毎年度交付申請書を提出するものとする。
- 3 1の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請するものとする。

第10 補助金の交付の決定等

- 1 知事は、第9の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、適當と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付の申請をした者に速やかに通知するものとする。
- 2 知事は、前項の審査において、当該申請書の内容を適當と認めないとときは、補助金を交付しないことを決定し、申請をした者にその旨を通知する。
- 3 知事は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、第9の3により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付し、交付の決定を行うものとする。

第11 申請の撤回

- 1 補助金の交付を申請した者は、第10の1の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある

ときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

- 2 1 の規定による申請の撤回があったときは、知事は、撤回を承認したことについて、申請者に対し、交付申請撤回承認通知書により速やかに通知するものとする。

第 12 事業の内容の変更

- 1 第 8 の 1 の規定による通知を受領した者（以下「補助対象事業者」という。）は、やむを得ない事由により、次の(1)又は(2)に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。
- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費（以下「補助対象費」という。）の変更（ただし、3 に掲げる事業内容の軽微な変更の場合についてはこの限りではない。）
- (2) 補助対象事業の中止又は廃止
- 2 補助対象事業者は、やむを得ない事由により、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるものとする。
- 3 知事の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、補助金の額に変更を生じない事業内容の変更のうち、知事が承認を要しないと認めるものとする。
- 4 補助対象事業者は、補助金の額に変更を生じる場合には、補助金交付決定額変更申請書を作成し知事に提出するものとする。
- 5 知事は 1 による承認申請又は 4 による申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助対象事業者に速やかに通知するものとする。

第 13 補助対象事業者の地位の承継

- 1 補助対象事業者の地位を承継し、当該補助対象事業を継続して実施しようとする者は、制度要綱第 24 の 1 の規定に基づく事業者地位承継承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 1 の申請について、制度要綱第 24 の 2 の規定に基づき、知事が事業者地位承継承認通知書により通知した時点で、知事は本要綱に基づく補助対象事業者の地位の承継があったものとみなす。
- 3 2 の場合において、本補助金の交付に伴う全ての権利、条件、義務は補助対象事業者の地位の承継を受けた者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本要綱上、「補助対象事業者」とあるのは、「承継者」と読み替える。

第 14 状況の報告

知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の進行状況に関する報告を求め又はその進行状況を調査することができる。

第 15 実績の報告等

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（第 12 の 1 (2) の規定により補助

対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。) は、補助対象事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日又は補助対象事業の完了する日の属する会計年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。)の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するものとする。

また、補助対象事業が会計年度を超えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに当該実績報告書を知事に提出するものとする。

- 2 補助対象事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

第 16 補助金の額の確定

- 1 知事は、第 15 の 1 の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び当該建物の完成後に必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、額の確定を行うに当たっては、第 15 の 2 により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

第 17 補助金の支払

- 1 補助金は、第 16 の 1 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助対象事業者は、1 の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書等を知事に提出するものとする。

第 18 補助金の交付決定の取消し等

- 1 補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、知事は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - (1) 補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助対象事業を予定期間に着手せず又は完了しないとき。
 - (6) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
 - (7) 補助対象費が減額となったとき。

- (8) この要綱の規定に基づく報告等を怠り又は知事の指示に違反したとき。
- 2 1 の規定は、第 16 の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 知事は、1 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第 19 違約加算金及び延滞金

第 18 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 18 第 1 (2)、(4)、(6) 又は(8)に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

- (1) 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間について、既納額を控除した額）につき、年 10.95% の割合で計算する。
- (2) 前号の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (3) 知事は、補助事業者が前条の規定により補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95% の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- (4) 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第 20 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1 の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させるものとする。

第 21 経理書類の保管

補助対象事業者は、補助対象事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておくものとする。

第 3 章 区市町村間接補助

第1節 総則

第22 補助対象事業

補助対象事業は、区市町村補助事業に対し、知事が予算の範囲内において当該区市町村に対して補助金を交付する必要があると認めるものをいう。

第2節 集合住宅

第23 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

1 補助基本額

補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助基本額	補助対象事業費 A ^{*1}	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額	
	補助率	Aの1/2			
補助限度額 ^{*2}	アドバンスト	100万円	25万円	130万円	50万円
	セレクト	50万円	12.5万円	65万円	25万円
	セーフティ	25万円	6.25万円	32.5万円	12.5万円
	子育て交流促進施設	1申請ごと 250万円 ^{*3}		1申請ごと 250万円 ^{*3}	

※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。

※3 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に1/2を乗じた額を限度とする。

2 都加算額

1の都の補助基本額に区市町村負担額を加えた額が、「第2章直接補助」の第5の例により算出した補助金の額以上となる場合、1の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に加算限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の加算限度額を合算した額を限度とする）。なお、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。

		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
加算率		Aの1/4以内			
加 算 限 度 額 ^{※1}	アドバンスト	50万円	12.5万円	65万円	25万円
	セレクト	25万円	6.2万円	32.5万円	12.5万円
	セーフティ	12.5万円	3.12万円	16.25万円	6.25万円
	子育て交流促進施設 ^{※2}	1申請ごと 125万円		1申請ごと 125万円	

※1 分譲新築型の場合、加算限度額を乗じる補助対象戸の数は50戸を限度とする。

※2 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に1/4を乗じた額を限度とする。

第3節 戸建住宅

第24 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

1 補助基本額

補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする(ただし、認定モデルごとの補助対象住宅の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。)。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補 助 基 本 額	補助対象事業費 A ^{※1}	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額	こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額		
	補助率	Aの1/2			
補 助 限 度 額	アドバンスト	100万円	25万円	130万円	50万円
	セレクト	50万円	12.5万円	65万円	25万円
	セーフティ	25万円	6.25万円	32.5万円	12.5万円
	子育て交流促進施設	1申請ごと 250万円 ^{※2}		1申請ごと 250万円 ^{※2}	
耐震改修工事に係る加算 ^{※3}		—		耐震改修工事に係る区市町村補助事業による補助額の1/2 (補助限度額:100万円/戸)	

※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に 1/2 を乗じた額を限度とする。

※3 耐震改修工事に係る加算を受けるための要件については、第 7 の規定を準用する。

2 都加算額

1 の都の補助基本額に区市町村負担額を加えた額が、「第 2 章直接補助」の第 6 の例により算出した補助金の額以上となる場合、1 の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる（ただし、認定モデルごとの補助対象住宅数に加算限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の加算限度額を合算した額を限度とする。）。なお、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。

		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
加算率		A の 1/4 以内			
加 算 限 度 額	アドバンスト	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円
	セレクト	25 万円	6.2 万円	32.5 万円	12.5 万円
	セーフティ	12.5 万円	3.12 万円	16.25 万円	6.25 万円
	子育て交流 促進施設*	1 申請ごと 125 万円*		1 申請ごと 125 万円*	
耐震改修工事 に係る加算		—		耐震改修工事に係る区市町 村補助事業による補助額の 1 / 4 (補助限度額 : 50 万円/戸)	

※ 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に 1/4 を乗じた額を限度とする。

第 4 節 手続き等

第 25 補助金の交付申請及び交付決定

1 区市町村長は、本章に規定する補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1 の申請の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに区市町村長に通知するものとする。

また、当該決定に当たって知事が必要と認めるときは、条件を付けるものとする。

3 知事は、前項の審査において、当該申請書の内容を適當と認めないとときは、補助金を交付しないことを決定し、申請をした者にその旨を通知する。

4 補助金の交付決定後において、補助金の額に変更が生じる内容の申請をするときは、交付変更申請書により 1 に準じて行うものとする。

第 26 補助金の申請の撤回

- 1 区市町村長は、第 25 の 2 の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。
- 2 1 の規定による申請の撤回があったときは、知事は、撤回を承認したことについて、申請者に対し、交付申請撤回承認通知書により速やかに通知するものとする。

第 27 承認事項

区市町村長は、補助対象事業について、(1)に該当する場合には内容変更承認申請書により、(2)に該当する場合には中止・廃止承認申請書により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（第 25 の 4 に規定する場合を除く。）しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

第 28 補助対象事業遅延等の報告

知事は、補助対象事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難であると認められる場合は、遂行状況報告書の提出を求め、その措置について区市町村長に指示するものとする。

第 29 補助対象事業の実績報告等

- 1 知事は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、区市町村長に対し、補助対象事業の状況について報告を求めることができる。
- 2 区市町村長は、補助対象事業が完了したとき（第 27 の(2)の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、補助対象事業が会計年度を越えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに年度完了実績報告書を知事に提出するものとする。

第 30 補助金の額の確定

知事は、第 29 の 2 の規定により区市町村長が提出し完了実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに区市町村長に通知するものとする。

第 31 補助金の請求及び交付

- 1 区市町村長は、原則として補助対象事業完了後、請求書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1 の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金の算出内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに区市町村に交付するものとする。

第32 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、区市町村又は補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、総合的に勘案の上、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - (1) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業又は区市町村長が補助の対象とする事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助対象事業又は区市町村長が補助の対象とする事業を中止又は廃止したとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 区市町村長が補助の対象とする事業を予定期間に着手せず又は完了しないとき。
 - (6) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は関係法令に違反したとき。
 - (7) 補助対象費が減額となったとき。
 - (8) この要綱の規定に基づく報告等を怠り又は知事の指示に違反したとき。
- 2 1の規定は、第30の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 知事は、1の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第33 違約加算金及び延滞金

第32の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第32第1(2)、(4)、(6)又は(8)に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

- (1) 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算する。
- (2) 前号の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (3) 知事は、補助事業者が前条の規定により補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- (4) 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第34 検査、報告及び是正命令

- 1 知事は、この要綱に基づき交付された補助金の使途について、必要のあるときは、隨時検査を行い又は報告を求めることができる。
- 2 知事は、1 の検査又は報告により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業が実施されていないと認めるときは、期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

第 35 台帳等の作成及び保存

補助金の交付を受けた区市町村長は、補助対象事業の実施状況及び補助金の執行を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これらを5年間保存するものとする。

第 36 管理義務

区市町村長は、補助金の交付を受けたときは、補助対象事業の完了後においても、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ、効果的な運営を図るよう努めるものとする。

第 4 章 その他

第 37 重複受給の禁止

補助金の交付を受ける者は、補助対象事業費について本補助金以外に都、国、区市町村から交付される補助金等を受けてはならないものとする（原資に都費を含むものに限る。）。

第 38 実施の細目

- 1 この要綱の実施の細目は、別に定めるところによるものとする。
- 2 この要綱の様式は、別に定めるところによるものとする。

第 39 その他

この要綱に定めがないものについては、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第6及び第7の申請を行ったものについては、改正後の本要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月16日から施行する。
- 2 令和7年3月31日より前に「第2章 直接補助」又は「第3章 区市町村間接補助」の規定による補助金の交付の決定を受けており、かつ補助対象事業が令和7年4月1日以降も継続される場合にあっては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年3月31日より前に開始されている区市町村補助事業であって、令和7年4月1日以降、要綱第22の2の規定による補助金の交付決定を受けるものについては、当該区市町村と都の協議が整うまでの間、なお従前の例による。ただし、この規定の適用は令和8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。